

令和 4 年 6 月 15 日現在

機関番号：34506

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01674

研究課題名(和文) 障害の有無による社会経済格差の実態とその要因分析

研究課題名(英文) Analysis of social and economic inequalities between people with and without disabilities

研究代表者

石川 路子(伊藤路子)(Ishikawa, Noriko)

甲南大学・経済学部・教授

研究者番号：10379464

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究はアマルティア・センの掲げる、障害児者が直面する2つのハンディキャップ(earning and conversion handicaps)に着目し、障害児者の社会経済格差の計測/分析を行った。要支援児およびその家族は支援サービスへの低いアクセシビリティ・アベイラビリティにより金銭的コストに加え時間的コスト、すなわちconversion handicapを多大に負担していること、企業が医療や介護福祉サービスなどの支援機関と密に連携を取れるような体制そのものが企業の不安感・負担感を軽減させ、障害者のearning handicapの低減につながる事が明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで障害者は、障害者福祉制度のもとでの措置対象者であり、経済社会の中では庇護すべき存在として扱われてきた。研究対象としても、障害児者が「社会を構成する主体的な個人」ではなく、社会保障を受ける対象、いわゆる「支援される者」として位置づけられており、障害児者自身の経済活動に焦点を当てた研究の蓄積はほとんどない。本研究では、障害者を社会の中で自立した存在として位置づけ、障害者が適切な支援下で安定的かつ継続的な経済活動を行うために必要な基盤を整備するための基礎的研究であるという点で社会的意義が十分にあると考えている。

研究成果の概要(英文)：This research deals with social and economic inequalities between people with and without disabilities focusing on earning and conversion handicaps, Amartya Sen asserts. We show that children with special needs and their families have to bear both the time and psychological cost (i.e., conversion handicap) because of the low accessibility and availability of childcare services. We also assert that a close relationship between individual company and care provider is effective to help reduce employer anxiety and burden and decrease “earning handicap” of people with disabilities.

研究分野：地域経済学

キーワード：障害児者 QoL 社会保障制度 労働市場 社会経済格差

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口(平成29年推計)』によると、日本の総人口は、平成27(2015)年以降長期の人口減少過程に入り、平成65(2053)年には1億人を割ると推計されている(出生中位推計値に基づく)。実際に、人口は平成22(2010)年をピークに漸減傾向にあるが、これに反し障害者¹の数は増加の一途をたどっている。

平成27(2015)年現在、我が国の障害者数は約706.7万人を数える。ここで特筆すべきは、近年の精神障害者²数の大幅な伸びである。その数は平成14(2002)年から平成27(2015)年にかけて60万人増加、3.4倍にまで膨れ上がっている。これは、平成16(2004)年に制定された「発達障害者支援法(平成16年法律第167号)」により、知的障害を伴わない者であっても障害者として認定されるようになったことにも起因するが³、手帳未交付者⁴を含め社会生活に何らかの困難を抱える人々はもはや社会的少数者ではないことを意味している。

これまで障害者は、障害者福祉制度のもとでの措置対象者であり、経済社会の中では庇護すべき存在として扱われてきた。これは、これまで障害者が「社会を構成する主体的な個人」として位置づけられてこなかったことを意味する。しかしながら、上記で示したように今や障害者は社会的少数者ではない。障害者基本法においても障害者は「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を確保される」権利を有することが明記されている。換言すれば、今後は障害者一人ひとりが社会の中で「自立⁵した存在/自立への適切な支援が受けられる存在」へと位置づけられることが望まれる⁶。近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」や「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第46号)」、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)」が施行され、障害児者の社会的障壁⁷は取り除かれつつあるが、障害の有無に起因するさまざまな格差は未だ根強く残っていると考えられる。

欧米諸国では、障害児者を取り巻く社会経済環境に関する研究は、医療/介護分野にとどまらず、医療経済、労働経済、公共経済など社会科学のアプローチからも積極的に行われている。その中で障害児者に対する支援制度は今後抜本的な改革が必要であり、経済学的視点からの現状分析は、その有効性を分析/評価するためにも不可欠であることが指摘されているが(Cullinan et al. [2015])、我が国においては、障害の有無によって社会経済格差がどの程度発生しているのかなど、経済学的アプローチからの障害児者研究はほとんど進んでいないのが現状である⁸。

2. 研究の目的

本研究の目的は、障害の有無に起因する社会経済格差の実態およびその要因について計量経済モデルを用いて明らかにすることで、障害児者の生活の質(QoL)向上に資する制度設計に対する一提案を行うことである。先に述べたように、我が国では障害児者を取り巻く社会経済環境に関する研究の蓄積は未だ不十分である。その点においても、本研究は、国内においても学術的な意義のある、優先的に取り組むべき研究の一つとして位置づけられる。

また、今回の障害児者研究においては障害児者が直面する「2つのハンディキャップ」を区別したうえで分析を行うことを検討している。このハンディキャップとは、アマルティア・セン(Amartya Sen)が平成16(2004)年に世界銀行で行った基調講演「Disability and Justice(障害と正義)」の中で語った「収入におけるハンディキャップ(earning handicap)とコンバージョン(変換)におけるハンディキャップ(conversion handicap)を意味する(Sen [2004])」。

前者は、障害者の労働生産性の低さ等から生じる収入(富)の格差を、後者は障害者が障害を持たない者と同等の生活水準を手に入れる上で必要なコスト負担を意味する。センは、これらのハンディキャップが障害児者のQoLに大きな影響をもたらしていると考え、障害児者の分析においてはこの両者を区別して分析することが重要であると説いている。我々はこの点に着目し、

¹ ここで定義する障害者は、障害毎に定められた法律に基づく手帳の交付者を指す。例えば、身体障害者数の場合、身体障害者福祉法による身体障害者手帳交付台帳登載数として定義する。

² 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(平成28年法律第65号)」では、精神障害者は「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」として定義される。

³ 現在、発達障害の認定は、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付基準によって行われている。

⁴ 現実には障害が認定されることによる烙印(スティグマ)を回避するために、手帳の交付を望まない当事者(もしくはその親)も多い。

⁵ ここでいう自立とは、当事者が意志決定力を身につけていることを意味する(中島 [2006]、松井 [2011])。

⁶ 平成18(2006)年12月に第61回国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)」においても障害者の自立に対する確保の必要性が唱われている。

⁷ 社会的障壁とは、障害者基本法第二条二項で「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と規定されている。

⁸ 中島(2006)は「日本の経済学者はこれまで障害者の問題を避けて通ってきた。」と指摘している。障害者雇用に関する先行研究については石川(2016)に示されるがその蓄積は少ない。

センの理論を実証分析へと応用することで障害児者の社会経済格差をより精確に分析・評価することを試みる。

3. 研究の方法

本研究では、障害児(18歳未満の児童)および障害者に分類した上で、障害児の conversion handicap、および障害者の earning handicap の計測/分析を本研究の対象とする。

(1) 障害児の conversion handicap の計測/分析

障害児の療育、教育プログラムの効果の計測/分析を実施する。先行研究の蓄積がほとんどないため、国内における障害児の定義を含め社会経済的位置づけを整理した上で⁹、関連支援制度を体系化するとともに、必要な統計データの収集を行う。conversion handicap の有効な計測方法について先行研究等より検証する。

(2) 障害者の earning handicap の計測/分析

労働市場において障害の有無が就労環境/賃金格差に与える影響を分析する。障害者には民間企業等一般事業所を含め、就労場所の選択肢が幾つか与えられているが、賃金水準は所属する事務所の形態に大きく依存している。このように、労働生産性の水準以外の障害者の所得決定要因を明らかにし、その格差解消のための制度設計を検討する。なお、本研究については、障害者の就労支援制度が十分に整備され、多様性に対して寛容な文化を有するタイの障害者の就労に関する詳細な個票データを分析し、障害者の就労環境の地域格差等、我が国の障害者雇用の研究に資する研究を実施することを予定している。

4. 研究成果

(1) 障害児の conversion handicap の計測/分析

障害児に必要な支援サービスは多岐にわたる。障害児支援においては「障害児本人の最善の利益を保障」する必要があるという観点からも(厚生労働省 [2014]) わが国ではさまざまな障害児支援策が講じられている。ここで論じられている大きな課題は、障害児支援施設の整備といった点整備だけでなく、それらを地域で繋いでいくと同時に、ライフステージに応じて多様化する支援ニーズに切れ目なく対応できる体制整備であるとされる(厚生労働省 [2014])。一方で、本研究期間中に実施した関係者、当事者の保護者へのヒアリングでは、質の高い療育サービスを提供する施設等、障害児支援施設の絶対数が不足しているといった声も多く聞かれる。実際に、未就学の障害児に必要な療育を提供する児童発達支援センターが1箇所以上設置されている市町村は35%に留まっている(厚生労働省 [2022])。すなわち、conversion handicap の観点からは、要支援児およびその家族は支援サービスへのアクセシビリティ・アベイラビリティが低いいため、金銭的コストに加え時間的コストを多大に負担していることは課題の一つであると言える。

障害は、本人のみならずその家族の所得(労働生産性)にも負の影響を及ぼすことが多い。諸外国ではこの追加的コスト、すなわち conversion handicap に起因したコストをどのように計測するか、その手法についてさまざまな議論が展開されている(Wilkinson-Meyers et al. [2010])。

海外の先行研究によると、障害を持たない者に比べ障害者の経済状況は相対的に厳しいことが多くの論文にて立証されてきたが(Parish et al. [2010]) この追加的コストを考慮するとさらにその厳しさが過小評価されており、障害と貧困の評価(指標化)に対し、より包括的なアプローチの必要性が指摘され、さまざまな研究が展開されている(Zaidi and Burchardt [2005], Saunders [2007], Wilkinson-Meyers et al. [2010], Cullinan et al. [2011], Palmer [2011], Mitra et al. [2017])。現時点では完璧な評価手法はなくいずれの手法についてもさらなる改善が必要であるとの指摘もあるが(Wilkinson-Meyers et al. [2010]) その手法の一つである「Standard of Living Approach(以下、SLAと標記)」が、本研究で扱う conversion handicap の計測に重要な示唆を与えると考える。

障害者の追加的コストは、(障害がなければ不要な)障害特性のニーズに応じた財・サービスにかかるコストと、一般的なニーズはあるが、障害特性によってより高い質/多くの量が必要となる財やサービスにかかるコスト、に分類することができる。具体的な例として、では車椅子や移動介助サービスが、では室内エレベーターや光熱費などが挙げられる。

センによると「必要最低限とみなされるある特定のレベルの潜在能力を持つために最低限必要な所得レベルは、人の個人的あるいは社会的な特性によって多様性を持つ」(セン [2006])。この概念に基づき、SLA は上記のコストに着目し、(社会人口学的な属性をコントロールしたうえで)障害を持つ者の家計が、障害を持たない者の家計と同等の水準に引き上げるのに必要なコストを計測するものである。対象国によって多少の違いはあるが、このSLAによって推計される障害者世帯の追加コストは世帯所得の約30~40%程度であり、障害の程度との相関が高いと

⁹ 障害児に関しては、障害認定を受けないが日常生活に支障をきたしている、いわゆるグレーゾーンの児童が多く障害の線引きが難しいとされる。

いう結果が得られている (Zaidi and Burchardt [2005], Saunders [2007], Cullinan et al. [2011])。この手法では、上記のコストは排除されているが、障害者世帯の等価所得を推計し、障害を持たない世帯との比較を可能にするという点で非常に有効な手段であると考えられる。

後述のように我が国では、この分析に耐えうる十分な統計データは存在しない。しかしながら障害児者およびその家族の抱える (実質的な) 貧困問題を明らかにするためにも、SLA 分析は必要不可欠である。近年、障害者統計の充実が国内外から求められていることから (内閣府 [2017]) 今後の障害者統計整備の動向に注目したい。

(2) 障害者の earning handicap の計測 / 分析

本研究については、タイの国立 Chulalongkorn University の研究者を通じて、タイ政府から障害者雇用に関する詳細な個票データの提供を受けることが決定し、そのための最終手続きを進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大という社会状況の中で、断念せざるを得なくなった。タイにおける障害者施策は、日本の施策を参考に導入したという経緯もあり、両国の障害者の雇用状況を比較することは、両国の障害者の労働市場の構造を明らかにする上で、非常に有益であると考えているため、今後引き続き研究を行っていく予定である。

我が国では障害者の実数を把握するための統計データが存在しないため正確な数値で示すことができないが、厚生労働省 [2018] によると、障害者 964 万人のうち、18~64 歳以上の在宅者数が約 377 万人、うち就労支援等の障害福祉サービス事業者での就労者が約 34.2 万人、企業等での雇用者数は 53.5 万人とされている。国民年金および厚生年金受給者では、障害の程度が比較的軽い厚生年金 3 級受給者の就業率が最も高く、就業率は年齢が高くなるにつれ低くなる。年金受給が就労意欲に与える影響を議論するにはより精緻な研究が必要であるが、就業率を引き上げるためには障害者の雇用機会の選択肢を増やすことが重要な解決策の一つであることがうかがえる。

民間事業所で働く障害者の状況は障害の種別によっても大きく異なる。身体障害者の場合、無期契約の正社員として雇用される者が多く、週 30 時間以上勤務する場合は (勤続年数を反映している可能性もあるが) 月額賃金は他の障害者に比べ高い (図表 1 参照)。その一方で、精神障害者や発達障害者は週 30 時間以上就労している者の割合は身体障害者や知的障害者に比べ低く、勤続年数も短い。賃金も総じて低水準であることから精神障害者や発達障害者の不安定な就労状況がうかがえる。

精神障害者については他の障害者に比べ「障害特性について理解することができるか」という点を雇用の課題として挙げる企業も多い (厚生労働省 [2019])。障害者の雇用に必要な追加コスト (時間的・心理的コストを含む) の不透明性も障害者雇用を阻害する要因であることを勘案すると (金 [2016])、身体障害者にくらべ「見えない障害」を持つ精神障害者や発達障害者の雇用が進まない可能性も否めない。

障害者の就労は日常生活と切り離して考えることは難しい。単に障害者に就労の機会を提供するだけでなく、企業が医療や介護福祉サービスなどの支援機関と密に連携を取れるような体制を整え、企業の不安感・負担感を軽減することが、earning handicaps を低減させ、雇用障害者の QoL を高めることにつながるのではないだろうか。なお、現在厚生労働省所管の「障害者就業・生活支援センター」が、雇用障害者の就業面及び生活面における一体的な支援を担っているが、ヒアリング調査によると、本センターの存在を知り、活用している企業・団体は限定的である。公益財団法人日本知的障害者福祉協会相談支援部会が実施している「令和元年度障害者就業・生活支援センター事業実態調査」(調査日 2019 年 4 月 1 日現在)によると、センターを利用する「登録者数」は全国で 65,270 人 (有職・無職を含む) であり、18~64 歳以上の在宅者数が約 377 万人であることを考えても非常に少ない。障害者雇用を促進するには、障害者を雇用する側である企業の受け入れ体制を整備することと同時に、上記の支援センター等、当事者との密な連携の中での包括支援を推進する必要性がある (詳細については石川 [2021] を参照)。

上記の研究に加え、本研究期間においては厚生労働省および各都道府県で扱っている就労継続支援事業所ごとの就労者の賃金 (工賃) データを収集し、その決定要因を分析した。我が国では、何らかの障害をもつ労働者に関する詳細なデータの収集 / 開示が不十分なこともあり、今後

図表 1 障害種類別時間あたり賃金

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者
民間企業	週所定労働時間別時間あたり賃金 (円) *1				
	週 30 時間以上	1,580	950	1,317	1,075
	週 20~30 時間	935	891	892	854
	週 20 時間未満	1,158	1,041	1,515	980
(参考) 短時間労働者 *2 雇用形態別時間あたり所定内給与額 (円)					
	正社員・無期契約			1,399	
	正社員・有期契約			1,147	
	非正社員・無期契約			981	
	非正社員・有期契約			1,011	
(参考) 就労継続支援事業所 工賃 (賃金) *3 時間額 (円)					
	A 型事業所			846	
	B 型事業所			214	

*1 所定内給与額を実労働時間で除した値を指す。

*2 短時間労働者とは、1 日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い、または 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも 1 週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者を指す。

*3 工賃 (賃金) の範囲は、工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものを指す。

より精緻な分析が必要であるが、本分析では、就労継続支援事業所 A 型で就労する労働者の時間あたり賃金は、各地域の最低賃金水準との相関が非常に高いことが明らかとなっている。また、また、地域の失業率や法定雇用率達成企業割合等、地域の社会環境要因も事業所の賃金レベルに少なからず影響を与えていることを示唆する結果が出されている。民間企業で働く障害者の場合は、民間企業の短時間労働者に比べてその賃金はさほど大きな差はないが、就労支援事業所の工賃（賃金）との差は顕著である（図表 1 参照）。ただ、その差の要因を詳細に分析するにはやはり精緻な統計データが不足していることが課題である。earning handicap の推定にあたっては、（タイで収集されているような）障害の程度を含め一人ひとりの置かれている環境を示すデータを収集することが今後望まれる。また、障害者の行動範囲 / 生活範囲を勘案すると、公共交通機関や職場へのアクセシビリティが雇用の選択肢を狭めている可能性もある。多様なかつ適切な就労機会が提供されているか否かについては、空間的な偏在も踏まえうえで評価する必要があるが、これについては次回の研究テーマとして改めて検討していく予定である。

< 引用文献 >

- 石川路子. (2016). わが国における障害者雇用分析に関する一考察. 甲南経済学論集, 56(1・2), 19-39.
- 石川路子. (2021). 障害者を取り巻く社会保障制度における現状と課題 障害者の QoL 向上のために . 甲南経済学論集, 61(3・4), 1-32.
- 金紋廷 (2016). 「企業の障害者雇用実態と課題に関する研究」『Total Rehabilitation Research』, 3, 28-45.
- 厚生労働省 (2014). 『今後の障害児支援の在り方について (報告書) ~ 「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか ~ 』(障害児支援の在り方に関する検討会)
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougai/hokenfukushibu-Kikakuka/0000051490.pdf> (2022 年 4 月 16 日アクセス).
- 厚生労働省 (2018). 「就労支援施策の対象となる障害者数 / 地域の流れ」<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000527168.pdf> (2020 年 12 月 28 日アクセス).
- 厚生労働省 (2019). 「平成 30 年度 障害者雇用実態調査結果」.
- 厚生労働省 (2022). 「児童発達支援センターの位置づけについて」<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000791881.pdf> (2022 年 4 月 16 日アクセス).
- 松井彰彦. (2011). 社会の中の障害者：なぜ、「障害」を問い直さなければならないのか?. 松井彰彦・川島聡・長瀬修 (編著) 『障害を問い直す』東洋経済新報社, 2-24.
- 内閣府 (2017). 「障害者統計の充実について」https://www.soumu.go.jp/main_content/000501462.pdf (2020 年 12 月 28 日アクセス).
- 中島隆信. (2006). 障害者の経済学. 東洋経済新報社.
- セン, アマルティア (2006). 「第 2 章 潜在能力と福祉」『クオリティー・オブ・ライフ 豊かさの本質とは』(マーサ・ヌスパウム, アマルティア・セン編著, 里文出版), 59-96.
- Cullinan, J., Gannon, B., and Lyons, S. (2011). “Estimating the extra cost of living for people with disabilities.” *Health Economics*, 20(5), 582-599.
- Cullinan, John, Sean Lyons, and Brian Nolan (Eds.). (2015). *The economics of disability: Insights from Irish research*. Oxford University Press.
- Mitra, S., Palmer, M., Kim, H., Mont, D., and Groce, N. (2017). “Extra costs of living with a disability: a review and agenda for research”. *Disability and Health Journal*, 10(4), 475-484.
- Palmer, M. (2011). “Disability and poverty: a conceptual review.” *Journal of Disability Policy Studies*, 21(4), 210-218.
- Saunders, P. (2007). “The costs of disability and the incidence of poverty.” *Australian Journal of Social Issues*, 42(4), 461-480.
- Sen, Amartya. (2004, November). Disability and justice. In *Disability and Inclusive Development Conference, keynote speech*, World Bank. Washington, DC. Processed.
- Wilkinson-Meyers, L., Brown, P., McNeill, R., Patston, P., Dylan, S., and Baker, R. (2010). “Estimating the additional cost of disability: beyond budget standards.” *Social Science & Medicine*, 71(10), 1882-1889.
- Zaidi, A., and Burchardt, T. (2005). “Comparing incomes when needs differ: equivalization for the extra costs of disability in the UK.” *Review of Income and Wealth*, 51(1), 89-114.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 石川路子	4. 巻 61
2. 論文標題 障害者を取り巻く社会保障制度における現状と課題 障害者のQoL 向上のために	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 甲南経済学論集	6. 最初と最後の頁 117-148
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.14990/00003731	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Masood Gheasi, Noriko Ishikawa, Karima Kourtit, and Peter Nijkamp	4. 巻 12
2. 論文標題 A meta-analysis of human health differences in urban and rural environments	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Letters in Spatial and Resource Sciences	6. 最初と最後の頁 167-186
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1007/s12076-019-00235-z	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	福重 元嗣 (Fukushige Mototsugu) (10208936)	大阪大学・経済学研究科・教授 (14401)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------